

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案概要

背景

豪雪地帯が、人口減少・高齢化の進展、気候変動による異常降雪、除排雪中の事故の増加、財源の不安定性等の諸問題によって困難な状況に直面していることを踏まえ、豪雪特措法について、時代に合った見直しを行うことが必要

法案の概要

第1 総則的規定の整備

1. 目的規定の改正
豪雪地帯の困難な状況を踏まえるべきことを目的規定に明記
2. 財政上の措置の義務化
国の財政上の措置に関する規定を義務化

第2 除排雪その他の克雪に関する規定の整備

1. 除雪の際のアンカー等の普及促進
2. 地域における除排雪に係る人材の確保・育成・資質向上の促進
3. 高齢者、障害者等の住宅の除排雪への支援・施設の円滑な利用
4. 地域における除排雪の円滑な実施のための交付金の交付
5. 克雪に関する技術の開発・普及

第3 その他の豪雪地帯対策に関する規定の整備

1. 雪冷熱エネルギーの活用が、エネルギーの地産地消・脱炭素社会の実現のために重要であることを明記
2. 総合的な雪情報システムについて、その「改善」を特記し、効果的な情報発信・全ての住民等に対する的確な伝達について規定
3. 複合災害への対応についての配慮を規定

第4 特別豪雪地帯に係る特例の期限延長

1. 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の特例措置を10年間延長
2. 特別豪雪地帯における公立小中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を10年間延長

施行期日は公布の日